

ID: 3074

担当部署: 総務課

処分の概要	買取りの協議を行う決定		
法令名 根拠条項	公有地の拡大の推進に関する法律 第6条第1項		
法令番号	昭和47年法律第66号		
<p>【基準】</p> <p>法第6条第1項の規定による。 (土地の買取りの協議)</p> <p>第6条 都道府県知事は、第4条第1項の届出又は前条第1項の申出(以下「届出等」という。)があつた場合においては、当該届出等に係る土地の買取りを希望する地方公共団体等のうちから買取りの協議を行なう地方公共団体等を定め、買取りの目的を示して、当該地方公共団体等が買取りの協議を行なう旨を当該届出等をした者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	届出等のあつた日から起算して3週間以内(法第6条第2項)		
備考			
設定年月日	平成22年3月30日	最終変更年月日	年 月 日